

飯山市地域福祉計画の基本的な考え方について

地域福祉計画策定委員会 資料

令和4年9月30日

目次

1. 地域福祉計画について	3
2. 地域福祉計画の基本的な方向性	5
3. 計画の全体構成・骨子について	9
4. 参考資料	11

1. 地域福祉計画について

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」として、社会福祉法において市町村が策定に努めるよう規定。平成30年の法改正により、策定は市町村の努力義務となる。

市が策定する福祉や人権、教育、健康増進などの個別の各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画。

☆飯山市では、これまで個別計画で対応し、地域福祉計画の策定は未着手。

社会福祉法

第二節 地域福祉計画(市町村地域福祉計画)

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1. 地域福祉計画について

(2) 策定の背景

- ①国の福祉政策の中で、「**地域共生社会**」の実現、「**地域包括支援体制**」の構築が強く打ち出されており、行政だけでなく地域住民や各種団体が積極的に関わり合う、地域の支え合いのしくみの構築が求められている。
- ②社会全体でも地域でも、従来の制度や体制では支え切れない新たな課題が生じている。

👉 「地域共生社会」

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

国は地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」などの推進を提唱

👉 「地域包括支援体制」

高齢者・障がい者・子ども・子育て家庭・生活困窮者 などの、多様な支援の当事者に対し、行政・各種団体・福祉事業者・地域住民が連携し、地域全体のつながりの中で他人事ではなく我が事として支え合うシステム

- ③広く地域福祉に関係して、国が推進している以下の分野についても、自治体としての取組が必要
 - ・成年後見制度の利用促進
 - ・再犯防止の推進
 - ・その他、地域で暮らし続けるために必要な生活課題への幅広い視野を持った施策推進

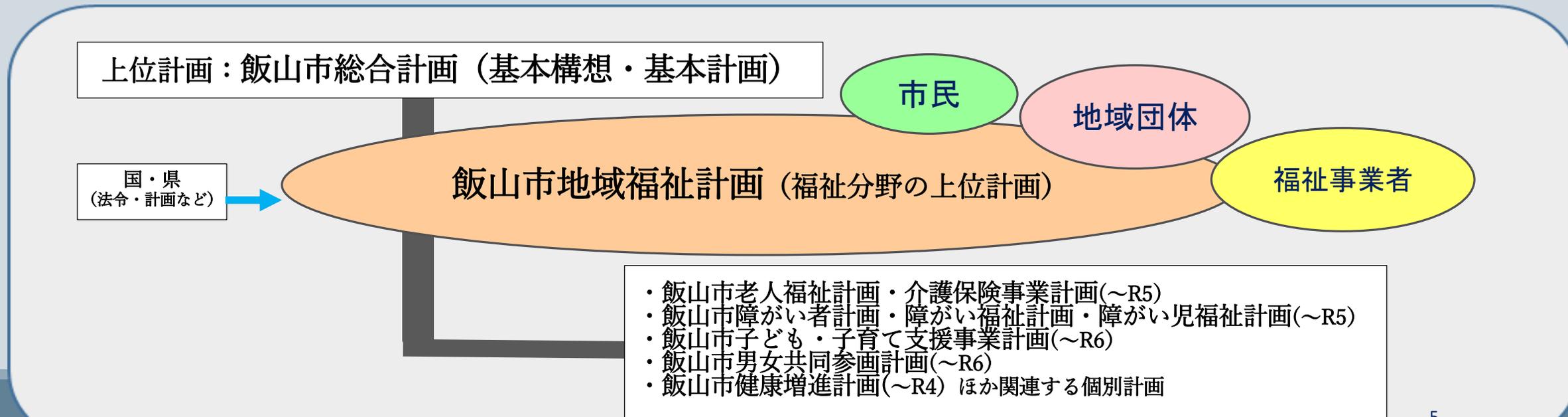
2. 地域福祉計画の基本的な方向性

飯山市地域福祉計画は、社会福祉法107条に基づき、飯山市の地域福祉の課題解決に向けた福祉サービスや福祉活動などの支援体制の総合的な整備と今後の地域福祉の方向性を示すとともに、福祉施策の今日的な視点を反映したものとします。

(1) 計画の位置づけ

市の最上位計画である総合計画のもと、策定中の第6次総合計画の方向性にも配慮し、地域福祉行政全体の総合的な上位計画として、保健・福祉等の各分野で策定されている個別計画の施策や目標を基本的に尊重しつつ、人権・教育など他の分野の個別計画との関連も踏まえ策定します。

また、市が行う施策だけでなく、市民や事業者、市社会福祉協議会など、それぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携を期待する視点も反映させ、支え合う地域共生社会づくりを目指すものとします。



2. 地域福祉計画の基本的な方向性

(2) 計画期間

市の保健福祉に係る各種計画の上位計画に位置付けられる地域福祉計画は、飯山市総合計画と整合を図る必要があることから、総合計画の周期に合わせ、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の5ヵ年とします。

※飯山市第5次総合計画(2013～2022)→第6次総合計画(2023～2032)策定中

また、既存の福祉関係の個別計画は3年から5年を計画周期としているため、地域福祉計画の計画期間中も必要な調整を図ります。

(3) 策定組織と市民参加

○地域福祉計画策定委員会を公募委員や民生委員、区長会、福祉団体関係者等により組織し、住民参加による課題把握と協議の場とします。

○民生児童委員アンケートを実施するほか、総合計画の市民アンケート結果などを参考に、市民の意識と課題の把握に努めます。

○事務局体制として、保健福祉課・子ども育成課を中心とした市福祉事務所関連部局に、地域包括支援センターも含め、庁内の連携を図って策定を推進します。

2. 地域福祉計画の基本的な方向性

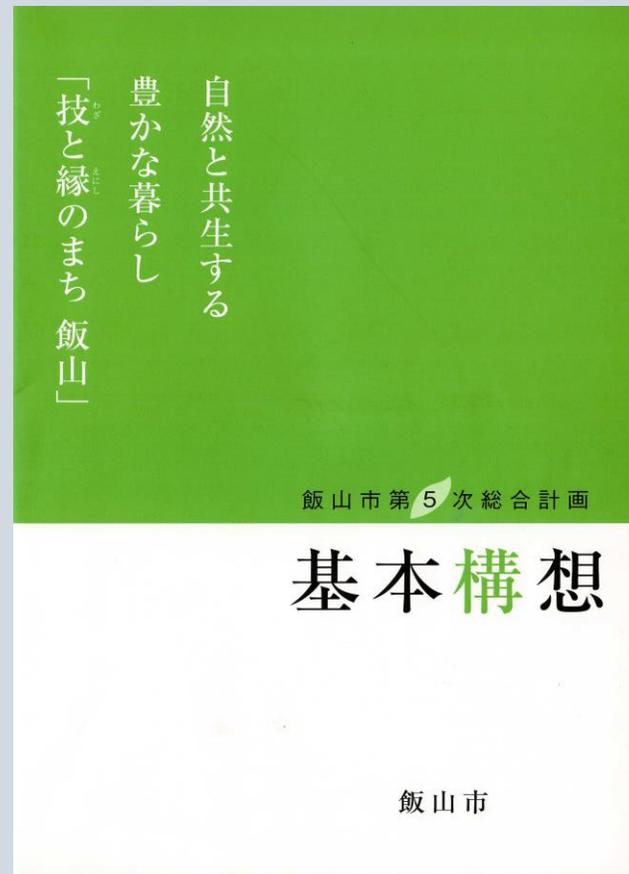
(4) 地域福祉施策の現状

平成25年度から10年間を計画期間とした飯山市第5次総合計画(2013～2022)においては、「子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち」を6本の柱の一つに据え、地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・子育て・保健健康・医療など、各分野の施策を展開してきました。

この間、老人福祉計画や介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画を策定、改定する中で、課題把握と具体的な数値目標やサービス需給の見通しを検討し、施策に反映させてきました。

これらの計画および施策の進捗状況を現状の各種データ等から評価するとともに、地域における生活課題を洗い出す作業が必要です。

※基本的なデータ等は別添



子ども・子育て支援事業計画

- ・子育てと仕事の両立環境の支援
- ・「子ども館」を拠点とした支援体制充実
- ・保育環境充実と適正規模化
- ・安心して産み育てる環境整備
- ・地域の子育て環境つながり支援
- ・子育て世代の保護者負担軽減

など

障がい者計画・障がい福祉計画

- ・障がい者の地域での自立生活支援
- ・支援相談窓口の充実
- ・経済的な自立の確保
- ・地域包括ケアシステムの普遍化
- ・障がい児の発達支援
- ・障がい福祉サービス提供体制確保

など

健康増進計画

- ・市民参加の健康づくり
- ・生活習慣病予防策の充実
- ・健康寿命の延伸
- ・特定健診、保健指導の推進
- ・こころの健康対策
- ・健康増進施設の検討 など

老人福祉計画 介護保険事業計画

- ・介護予防の推進
- ・地域包括ケアシステム構築へ
- ・認知症高齢者と家族への支援
- ・安心して暮らせる環境整備やサービス提供体制の確保

など

2. 地域福祉計画の基本的な方向性

(4) 地域福祉施策の現状

また、国の施策とも関連し社会経済情勢による生活困窮者自立支援事業や、市独自の子育て環境の充実の取り組みも推進しています。一方、令和元年台風災害時の福祉避難所の状況や、令和4年の豪雪災害時の高齢者の住宅除雪支援など、あらためて災害に関連した課題が浮き彫りになりました。



(5) 目指す方向性

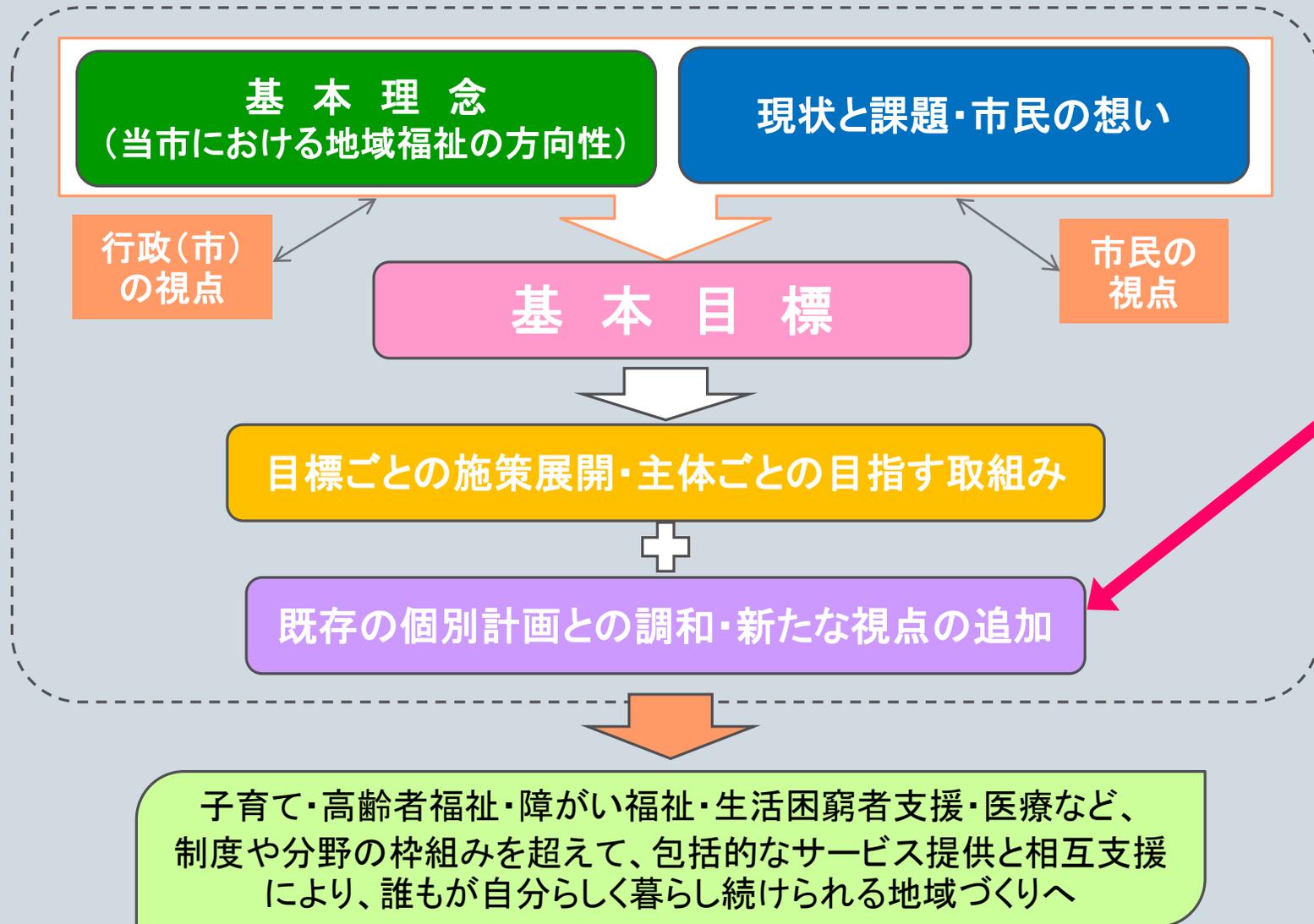
◎地域福祉計画は、これら既存の計画の趣旨や目標を包含し、現状の課題把握から将来に向けた基本的な地域福祉の方向性を示し、それに係る施策を積み重ねるとともに、地域のつながりや支え合いのあり方を、ひとり一人が「我が事」として考えるきっかけになることを目指します。

◎今回の策定は、飯山市の地域福祉を考えるファーストステップであり、今後少子化や高齢化が進む中で、誰もが自分らしく地域で暮らし続けられるまちづくりのための、社会全体で支え合うしくみづくりと市民の主体的な参画につながるような方向性を、委員会の意向を踏まえて基本理念として表現します。

**飯山市が目指す
地域福祉の将来像
キーワードは？**

3. 計画の全体構成・骨子について

◇全体構成のイメージ



「新たな視点」の例
地域包括ケアシステム・成年後見制度利用
促進・再犯防止推進・地域医療構想
etc.

SDGsの17の目標



3. 計画の全体構成・骨子について

◇ 飯山市地域福祉計画（2023～2027）骨子（事務局案）

1 地域福祉計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の背景と趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画策定の体制
- (4) 計画の期間

2 地域福祉の現状と推進の方向性

- (1) 地域福祉を取り巻く課題と施策
- (2) 飯山市の現状
- (3) 課題と方向性

3 基本理念と基本目標

- (1) 計画の目指す将来像・基本理念
- (2) 将来像実現のための基本目標
- (3) 施策の体系

4 施策の展開

- (1) 基本目標1
 施策と取組み
- (2) 基本目標2
 施策と取組み
- (3) 基本目標3
 施策と取組み
 ……目標数に応じ……
- (4) 既存計画との調和
- (5) 成年後見制度利用促進に関する取組み
- (6) 再犯防止に関する取組み

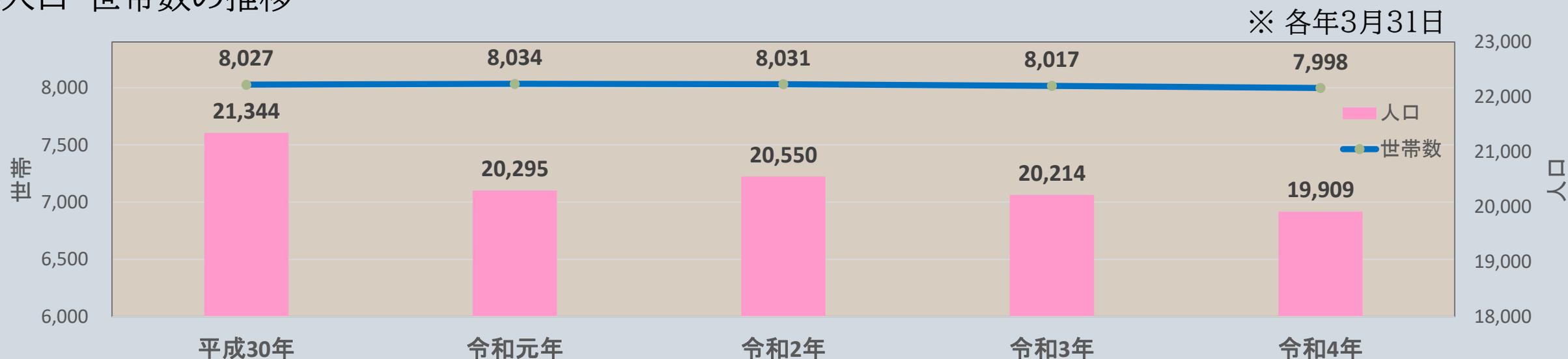
5 計画の推進

- (1) 推進主体
- (2) 進行管理

地域福祉の将来像、計画の全体構成・骨子案等について、ご意見、ご提言をお寄せください。

4. 参考資料

(1)人口・世帯数の推移



(2)出生率の推移

年次／区分	合計特殊出生率(出生率) (%)		出生数 (人)
	飯山市	長野県	飯山市
平成30年	1.52	1.57	112
令和元年	1.64	1.57	110
令和2年	1.64	1.46	98
令和3年	1.88	-	94
令和4年	-	-	(R4.9.26現在)62

4. 参考資料

(3)高齡化の状況

※ 各年4月1日

年次/区分	65歳以上	
	人数(人)	高齢化率(%)
平成30年	7,512	37.0
令和元年	7,526	37.9
令和2年	7,484	38.4
令和3年	7,523	39.3
令和4年	7,444	39.2

(4)障がいのある人の状況

※ 各年3月31日

年次/区分	身体障害者手帳交付数	療育手帳交付数	精神障害者保健福祉手帳交付数
平成30年	1,016	244	230
令和元年	994	241	228
令和2年	950	219	233
令和3年	944	237	261
令和4年	917	236	279

(5)生活保護の動向

※ 各年4月報告分

年次／区分	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)	【長野県】 保護率 (%)	【全国】 保護率 (%)
平成30年	46	55	2.5	5.4	16.6
令和元年	47	54	2.6	5.4	16.4
令和2年	55	63	3.0	5.4	16.3
令和3年	59	70	3.4	5.4	16.3
令和4年	60	71	3.5	5.4	16.2

‰は千分比。